昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成29年４月１日 No. 787

労働基準情報

岩手

April
4
2017

『森の妖精（盛岡市）』　写真：眞舘弘治

正しい知識で
職場を安全・健康に!

（中災防　安全衛生教育促進運動）

〔目次〕

「過労死等ゼロ」緊急対策について（概要）…… 2～4
平成29年度『雇用保険料率』を引き下げるための
法律案を国会に提出しました …… 5
確認してますか？ …… 6
クエスチョン（労災保険給付の種類と提出先） …… 7
メンタルヘルスとコミュニケーション⑬ …… 8
インフォメーション …… 9
講習会のお知らせ、死亡災害速報 …… 10・11

第三種郵便物承認平成29年４月１日発行労働基準情報岩手

「過労死等ゼロ」緊急対策について（概要）

～岩手労働局監督課～

１（２）長時間労働に係る企業本社に対する指導

現状

長時間労働に関する労働基準監督署の監督指導は、事業場単位で行われている。

⇩

新たな取組

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対する是正指導を新たに実施する。（H29年より実施）

→企業幹部に対し、長時間労働削減や健康管理、メンタルヘルス対策（パワハラ防止対策を含む。）について指導し、その改善状況について全社的な立入調査により確認する。

１（３）是正指導段階での企業名公表制度の強化

現在の要件

違法な長時間労働（月100時間超、10人以上または４分の１以上、労基法32条等違反）が１年間に３事業場認められた場合（平成27年５月18日より実施、実績１件）

⇩

新たな仕組み（拡大のポイント）

○現行の要件を以下のとおり拡大。（H29年より実施）

①月100時間超を**月80時間超**に拡大

②過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合も対象

→これらが**２事業場**に認められた場合に、上記１（２）の企業本社の指導を実施し、是正されない場合に公表

○月100時間超と過労死･過労自殺が**２事業場**に認められた場合などにも企業名を公表

１（４）36協定未締結の事業場に対する監督指導の徹底

○最低賃金の履行確保を重点とする監督等の機会に、36協定未締結事業場に対する指導を徹底する。（H28年度第４四半期に実施）

是正指導段階での企業名公表制度の強化について（複数の事業場を有する大企業が対象）

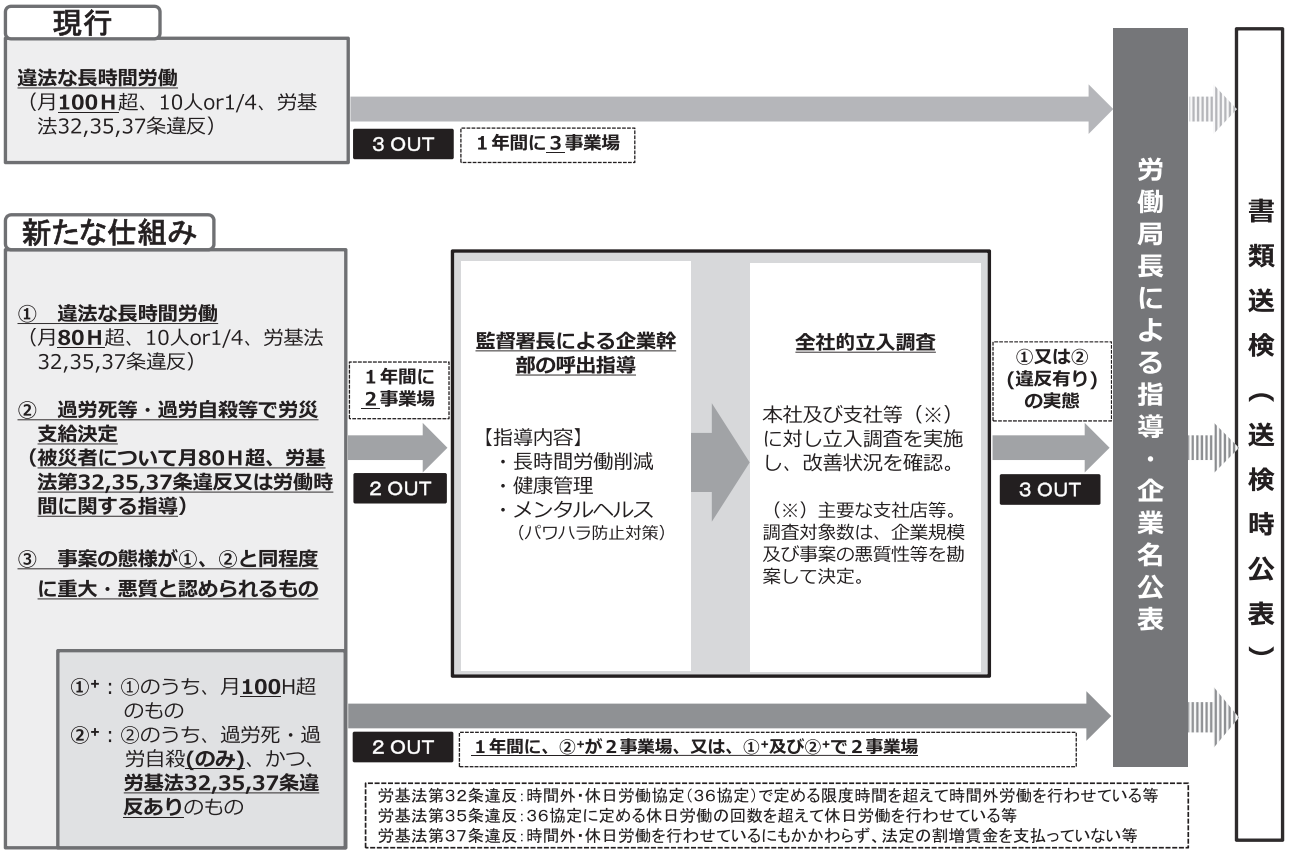

２（１）メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導

現状　メンタルヘルス対策に問題がある企業に対しては、事業場単位で労働衛生面からの指導を行っている。

⇩

新たな取組　複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対して、パワハラ防止も含め個別指導を行う。特に過労自殺（未遂含む）を含む事案については、新たに改善計画を策定させ、１年間の継続的な指導を行う。（H29年度より実施）

そのほか、時間外・休日労働が月80h超等の事業場に対する監督指導等において、メンタルヘルス対策に係る法令の遵守状況を確認し、産業保健総合支援センター※による訪問指導の受入れを強力に勧める。

（※）各都道府県に設置されており、メンタルヘルス対策等の専門家を配置し、セミナー・研修の開催や、事業場への個別訪問による支援を実施している。

2（2）パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底

現状　パワハラ防止対策については、「パワハラ対策導入マニュアル」を作成し、周知を実施。

⇩

新たな取組　メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導を行う。（H29年度より実施）

2（3）ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

○月100時間超の時間外・休日労働をする方の労働時間等の情報を事業者が産業医へ提供することを義務化し、面接指導等に必要な情報を産業医に集約する。（省令を改正し、H29年度より実施）

○過重労働等の問題のある事業場については、長時間労働者全員への医師による緊急の面接（問診）等の実施を、都道府県労働局長が指示できる制度を整備する。（H29年度より実施）

3 社会全体で「過労死等ゼロ」を目指す取組の強化

（1）事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請

長時間労働の抑制等に向けて、事業主団体に対し、以下の協力要請を行う。（速やかに実施）

①36協定未締結など違法な残業の防止、労働時間の適正な把握等

②企業・業界団体におけるメンタルヘルス対策、パワハラ防止対策等の取組による「心の健康づくり」の推進

③長時間労働の背景になっている取引慣行（短納期発注、発注内容の頻繁な変更等）の是正

（2）労働者に対する相談窓口の充実

労働者から長時間労働等の問題について、夜間・休日に相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を毎日開設する等の取組を行う。（現行週６日→７日）（H29年度より実施）

労働条件相談ほっとライン　0120−811−610
月～金　午後17:00～22:00　　土・日　午前10:00～午後17:00

（3）労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

労働基準法等の法令に違反し、公表された事案については、ホームページにて、一定期間掲載する。（H29年より実施）

平成29年度『雇用保険料率』を引き下げるための法律案を国会に提出しました

○平成29年１月31日に平成29年４月１日以降の雇用保険料率を引き下げること等を内容とする雇用保険法等の一部を改正する法律案を国会に提出しました。

平成29年度の雇用保険料率は、法律案が国会で成立することにより決定します。

平成29年４月１日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げるための法律案を、国会に提出しました。

雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）については、引き続き3/1,000の予定です。

仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

平成29年度の雇用保険料率（法律案が国会で成立した場合）

負担者／事業の種類	① 労働者負担 （失業等給付の保険料率のみ）	② 事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**3/1,000**	**6/1,000**	3/1,000	3/1,000	**9/1,000**
（28年度）	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・清酒製造の事業	**4/1,000**	**7/1,000**	4/1,000	3/1,000	**11/1,000**
（28年度）	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	**4/1,000**	**8/1,000**	4/1,000	4/1,000	**12/1,000**
（28年度）	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

○ご不明な点は、岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話０１９－６０４－３００３）または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

第三種郵便物承認平成29年４月１日発行労働基準情報岩手

確認してますか？ 報告 防止 案内

岩手労働局
健康安全課

ストレスチェックの結果を報告しましたか？

事業者は、毎年１回、ストレスチェックを実施することが義務付けられています。
さらに、労働者50人以上の事業場にあっては、１年以内ごとに１回、定期に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。ストレスチェックを実施し、未だ監督署に報告していない場合は、早めに報告しましょう。

交通労働災害を防止しましょう！

平成29年春の全国交通安全運動が４月６日㈭から４月15日㈯までの10日間の日程で実施されます。
本運動を契機として、交通労働災害防止のためのガイドラインに示す ◆交通労働災害防止のための管理体制の確立、◆適正な労働時間等の管理、走行管理、◆教育の実施、◆健康管理、◆交通労働災害防止に対する意識の高揚、◆荷主・元請による配慮の各項目を参考にして、労働者の交通労働災害防止に取り組みましょう。

石綿ばく露作業に従事していた労働者等に対する「労災補償制度」「健康管理手帳制度」をご存知ですか？

石綿による疾病は、石綿業務に従事した後、長期間経過してから発症するものです。労働局における以下の制度についてご案内します。

＜労災補償制度、特別遺族給付金制度＞

石綿と関連が明らかな疾病を発症し、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合に、疾病の治療に必要な補償、賃金を受けられない場合の補償、遺族に対する補償を受けることができます。

また、石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、時効により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方が給付を受けることができます。

＜石綿健康管理手帳制度＞

石綿を製造、又は取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方が、都道府県労働局長に申請し健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を６か月に１回無料で受けることができます。

＜問い合わせ先＞

岩手労働局労災補償課又は健康安全課にお問い合わせください。

クエスチョン

労災保険給付の種類と提出先

Q 労災保険給付にはどのようなものがあり、どこへ提出すればよいのでしょうか。

A 労災保険の給付には、次のようなものがあります。

給付の種類	支給事由	書類	提出先
療養の給付	業務災害または通勤災害による傷病について、**労災指定医療機関で療養する場合** ※岩手県内の約470の医療機関を労災指定しており、原則として無料で治療を受けることができます。	療養（補償）給付たる療養の給付請求書（第５号、第16号３）	労災指定医療機関を経て所轄労働基準監督署長
療養の費用の支給	業務災害または通勤災害による傷病について、**労災指定医療機関以外の医療機関等で療養する場合** ※一旦治療費を負担し、後で所轄労働基準監督署長に請求することになります。	療養（補償）給付たる療養の費用請求書（第７号（1）～（5）、第16号５（1）～（5））	所轄労働基準監督署長
休業（補償）給付	業務災害または通勤災害による傷病に係る療養のため労働することができず、賃金を受けられない日が４日以上に及ぶ場合	休業（補償）給付支給請求書（第8号、第16号6）	
障害（補償）年金	業務災害または通勤災害による傷病が治ったときに、障害等級第１級から第７級までに該当する障害が残った場合	障害（補償）給付支給請求書（第10号、第16号７）	
障害（補償）一時金	業務災害または通勤災害による傷病が治ったときに、障害等級第８級から第14級までに該当する障害が残った場合		
遺族（補償）年金	業務災害または通勤災害により死亡した場合 ※年金を受けることができる遺族の範囲や条件は定められています。	遺族（補償）年金支給請求書（第12号、第16号８）	
遺族（補償）一時金	①遺族（補償）年金を受け取る遺族がいない場合 ②遺族（補償）年金の受給権者が失権し、他に遺族（補償）年金を受けことができる遺族がいない場合で、既に支給された年金の合計が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	遺族（補償）一時金支給請求書（第15号、第16号９）	
葬祭料（葬祭給付）	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	葬祭料（葬祭給付）請求書（第16号、第16号10）	

※上記の他にも受けることのできる給付がありますので、詳しくは、岩手労働局労働基準部労災補償課、又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

第三種郵便物承認平成29年４月１日発行労働基準情報岩手

メンタルヘルスとコミュニケーション

⑬ －自己点検－

今松明子

TVを見ていると健康に関する番組やサプリメントのCMが非常に多いと思いませんか。高齢化が進んでいることが理由の一つであると思いますが、健康への関心はとても高いですね。

さて、年度が変わり、新入社員のみなさんだけでなく、新しい職場に異動なさった方、昇格なさった方など環境が変わったり、立場が変わったりという方が多いと思います。そのために自分の意識や習慣や行動を変えることが求められ、新しい環境に順応していこうとする時、いろいろなストレスを伴います。変化はその程度は別としてすべて何らかのストレスなのです。変化は良くも悪くも私たちにとってストレスになります。

昨年度からストレスチェック制度（労働者が50人以上いる事業所では、2015年12月から毎年１回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務）が実施されるようになりましたね。受けた方も多いと思います。その時、ストレスレベルは高くなかった方でも、プライベートを含めて何かの大きな変化のあった方は意外に高ストレスになっているかもしれないのです。私たちは一方でストレスを出来る限り少なくする努力をしつつ、うまく通り過ぎたり、乗り越えることができればこそ、ストレス関連疾患から遠いところにいることができるはずですね。こういうケジメの月だからこそ、自分自身を見直してみるにはとてもいいチャンスだと思うのです。手始めにあなたのライフスタイルを振り返ってみませんか。自分の生活全体を見渡すことで気づきがあるはずです。当てはまる項目は何個あるでしょうか？

・運動する時間があまり取れないなぁー。
・立ったまま靴下は履けないなぁー。
・エレベーターと階段が並んであると低層階でも当然エレベーターだなぁー。
・長い時間歩くと膝や腰が痛くなるから、歩きたくないなぁー。
・休日はゴロゴロしている方が多いなぁー。
・おへその横をつまんでみると皮下脂肪が３㎝以上あるなぁー。
・買い物にはいつも車を利用しちゃうなぁー。
・徒歩20分って遠い距離だと思っちゃうなぁー。
・朝から眠い日が多いなぁー。

数個か当てはまる方はイエローカードです。いますぐ生活習慣を変えなければ早晩生活習慣病の仲間入りをしちゃうかもです。もちろん、こういうチェックシート等で振り返ってみて、気づきがうまれるという事はとてもいいことですが、チェックするまでもなくわかっているんだよねっ、と声が聞こえてきそうです。そうなんです。わかっているんです。でもそれがなかなか改善への行動につながらない、それが問題なんですよね。

でもどうでしょう、年齢的に近い同僚や友人と話をしていて、相手はこういうことは気を付けているとか、心がけているというようなことを小耳にはさんだことありますね、その時の刺激や影響は意外に大きなものではないでしょうか。「へぇーそうか、あの人はそういうことやっているんだなぁ。自分も何かしなくなちゃなぁー。」と改めて思ってしまう。これは負けず嫌いの心「あの人に負けたくない」というものとは違うように思います。自分も気をつけなくちゃ、このままではいけない、何かやらなければと常々思っているからこそ、その焦りに似ているものなのかもしれません。だからこそ余計気になってしまいます。刺激に対する反応ですね。健康診断結果を見た後もやっぱり、同じように思う方もいらっしゃると思います。

理想の自己と現実の自己とのギャップを強く感じることは私たちにとって不快感となってしまうので、その状況から逃避し、自分から目を背ける行動をとりがちであることはよくあることですね。自分への注意が低下すれば自覚しなければならないギャップも小さくなり、その分不快感も低減できるのです。つまり、私たちは個人の否定的な経験の後には自分から注意を逸らそうとする傾向があり、反対に肯定的な経験の後には自分に注意をむけようとするのだとギボンス＆ウィックランドという研究者の論文があります。(*)　切羽詰まった状態になるまで、考えないように、触れないように、思い出さないように、まさになかったことにしている自分自身がいるということですね。

今回のテーマは自己点検ですから食事のことにもちょっと触れたいと思います。食事と心は密接に関係があるということ、これも体験的にわかっていることですが、ご自身の食事のとり方、振り返ってみましょう。

・１日３食　きちんと食べている
・ゆったりと食事を楽しむ時間をもっている
・食事はいつも腹八分目
・食事時間はテレビを消している
・できるだけ、家族と一緒に食卓を囲むように心掛けている
・１食で10品目は食べるようにしている
・ほぼ、毎食　たんぱく質（肉、魚、卵、豆など）を摂っている
・「空腹」と「口寂しい」の違いがわかり、お腹がすいてから食事している
・２種類以上の野菜と果物を毎日食べている
・甘い、辛い、しょっぱいなどの刺激物は摂り過ぎないように心掛けている

６個以下の方は改善が必要です。目を背けることなく、自分自身にきちんと向き合っていきたいものですね。（つづく）

＊：Selective exposure to self

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

2月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
花　巻	㈲藤岡建設	遠野市
大船渡	福島工業㈱	大船渡市

支部名	事　業　所　名	所在地
大船渡	㈱菅原組	大船渡市

●衛生管理者試験準備講習会のお知らせ

第一種・第二種衛生管理者の出張試験が、８月20日㈰に滝沢市「アピオいわて」で行われます。当協会では、国家試験の出張試験の実施に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習会を開催いたします。

出題傾向を基に重点事項を絞り込み講習を行っており、受講された方々からご好評をいただいております。受験予定の皆様の受講をお待ちしております。

◆第１種衛生管理者免許試験準備講習会

日　　時　６月14日㈬、15日㈭、22日㈭、23日㈮の４日間
会　　場　盛岡市　岩手労働基準協会研修センター
受 講 料　会員 14,040円　　非会員 16,200円
テキスト　上　2,160円、下　2,160円、問題集　2,376円

◆第２種衛生管理者免許試験準備講習会

日　　時　５月31日㈬～６月２日㈮の３日間
会　　場　盛岡市　岩手労働基準協会研修センター
受 講 料　会員 11,340円　　非会員 13,500円
テキスト　上　1,728円、下　1,080円、問題集　1,728円

「化学物質のリスクアセスメントセミナー」を開催します

平成28年６月１日に施行された改正労働安全衛生法では、**「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」**が義務付けられました。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、**安全データシート（SDS）の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者**が対象とされています。

当協会では、標記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。（詳細については、HPをご確認願います。）

１．日　　時　平成29年５月８日（月）13：30～16：30（受付13：00より）
２．場　　所　「岩手労働基準協会研修センター２Ｆ」 盛岡市北飯岡１丁目10－25
３．対 象 者　リスクアセスメント担当者（管理者等）
４．カリキュラム

時　　間	テーマ	講師等
13：30～13：35	オリエンテーション	事務局
13：35～16：30	主な内容　（１）化学物質とリスクアセスメント （２）ＳＤＳの内容 （３）化学物質リスクアセスメントの進め方 （４）コンロール・バンディング （５）その他	労働衛生コンサルタント
16：30～	修了証交付	事務局

５．申込締切日　**４月14日（金）**　ただし定員50名になり次第締切らせていただきます。

岩手労働基準協会人事異動

平成29年３月11日付	採　　用	三　浦　　裕（大船渡支部事務局次長）
平成29年４月１日付	新　　任	三　浦　　裕（大船渡支部事務局長）
平成29年３月31日付	退　　職	佐々木　二　朗（大船渡支部事務局長）
平成29年４月１日付	新　　任	渡　邊　康　行（釜石支部事務局長）
平成29年３月31日付	退　　職	平　　賢　治（釜石支部事務局長）
平成29年４月１日付	採　　用	平　山　正　人（宮古支部事務局次長）
平成29年４月１日付	採　　用	吉　田　智　香（盛岡支部職員）

第三種郵便物承認平成29年４月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

29年6月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習	4/20(木)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	締切	10,800	1,944
		6/29(木)～30(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	5/16(火)～18(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	締切	16,200	2,160
		5/16(火)～17(水)・19(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	石綿作業主任者技能講習	4/27(木)～28(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,836
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	6/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,944
	玉掛け技能講習	5/8(月)～10(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		5/9(火)～11(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		5/9(火)～10(水)・12(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		5/10(水)～12(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		5/30(火)～6/1(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		5/30(火)～31(水)・6/2(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		6/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/5(月)～7(水)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		6/12(月)～14(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		6/15(木)～17(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/15(木)～16(金)・18(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/19(月)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	5/9(火)～12(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	29,160	1,620
		5/15(月)～18(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		5/15(月)～18(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		5/19(金)～21(日)・27(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		5/23(火)～26(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		6/13(火)～16(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		6/19(月)～22(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	4/24(月)～26(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
		5/11(木)～13(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		5/11(木)～12(金)・14(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		5/16(火)～18(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		5/16(火)～17(水)・19(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		5/17(水)～19(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		6/13(火)～15(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		6/13(火)～14(水)・16(金)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		6/26(月)～28(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	高所作業車運転技能講習	6/5(月)～6(火)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850
		6/5(月)・7(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
特別教育	アーク溶接等の業務特別教育	4/12(水)～13(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	9,720 *10,800*	1,080
		6/15(木)～16(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	足場の組み立て等の業務特別教育 (3時間)	4/18(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	4,860 *5,940*	800
	自由研削と石の取替え等の業務特別教育	4/17(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,400 *6,480*	1,188
		6/9(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		6/12(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	産業用ロボット業務特別教育 (教示等)	4/24(月)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	7,560 *8,640*	1,944
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	5/22(月)～23(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 *14,364*	1,645
		5/22(月)～23(火)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		6/12(月)～13(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	クレーン運転業務特別教育	5/8(月)～9(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,640 *9,720*	1,645
		5/29(月)～30(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		
		6/8(木)～9(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部		
	粉じん作業特別教育	5/19(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	4,860 *5,940*	648
	低圧電気取扱業務特別教育 （開閉器の操作）	6/16(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	7,560 *8,640*	648
その他	職長教育	4/25(火)～26(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 *12,960*	864
		6/28(水)～29(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	職長・安全衛生責任者	5/9(火)～10(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 *12,960*	1,512
		5/17(水)～18(木)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		6/22(木)～23(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	新入者安全衛生教育	4/10(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,940 *7,020*	864
		4/18(火)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	振動工具取扱い作業従事者 安全衛生教育	4/28(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,724 *6,804*	1,230
	刈払い機取扱作業者安全衛生教育	5/25(木)	アイ・ドーム	40	一関支部	7,560 *8,640*	2,571
		5/29(月)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	5/8(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	本部	4,860 *5,940*	864
	安全管理者選任時研修	5/11(木)～12(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,040 *16,200*	1,512
	第1種衛生管理者準備講習会	6/14(水)～15(木) 及び 6/22(木)～23(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,040 *16,200*	6,696
	第2種衛生管理者準備講習会	5/31(水)～6/2(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,340 *13,500*	4,536
	安全担当者研修会	6/16(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 *非会員*	無料 *1,000*

※　定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段（*斜字*）＝会員以外です。

■ 受講料・テキスト代は**消費税8%**込みです。

■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合せ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019−681−9911	019−681−1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019−681−1076	019−681−1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193−62−4906	0193−62−4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193−55−4380	0193−55−4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198−29−4800	0198−29−4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191−23−7729	0191−23−7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192−47−3882	0192−47−3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195−23−5521	0195−23−0419	ninohe@iwateroukikyo.com

死亡災害速報（2月）

■二戸署　農林業（木材伐出業）　２月　男（60歳代）　激突され

伐木作業中の被災者が伐倒木（ナラの木、全長22.75m、胸高直径50㎝）の下敷きになっているのが発見され、病院に搬送されたが脳挫傷により死亡した。

■盛岡署　接客娯楽業（その他）　２月　男（50歳代）　墜落、転落

パンション５階の屋上で作業中、屋上の端から地上に墜落（高さ15m）した。

第三種郵便物承認平成29年４月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

岩手労働基準協会の２月末の会員数は5,099社となっています。平成17年度では会員数5,923社、平成23年度は5,179社、平成28年度では5,120社と年々減少しています。

岩手労働基準協会で賛助会費が収入の一部として運営されていますが、これ以上の賛助会員の減少は今後の岩手労働基準協会を運営する意味からも危機感を持たざるを得ません。この機会に皆さんのお近くに岩手労働基準協会に加入していない会社または個人がございましたならば、是非ご加入のお誘いをお願いいたします。

なお、ご加入の場合は岩手労働基準協会のホームページに「加入のしおり」がございますので、ＦＡＸ又は各労働基準協会事務所までお願いします。

今回のクイズは、２月末現在の労働基準協会の会員数は何社でしょうか？

上記を参考にしてお答え願います。

① 5,923
② 5,099
③ 5,120

- ●応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- ●締め切り　平成29年４月20日（木）消印有効
- ●宛先　〒020－0857　盛岡市北飯岡一丁目10－25
  （公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－681－1018
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- ●賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ●３月号の正解　②

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

新コーナー　各月のご当地紹介　4月・卯月

弘法桜（見頃時期：４月下旬）

昔、弘法大師が杖にしていたサクラの枝を立てた場所から根付いたと言われる樹齢約800年のエドヒガンです。桜で有名な盛岡の「石割桜」よりも古く、北東北一の古桜ともいわれています。毎年、老木とは思えないほど見事な白花を枝いっぱいに咲かせます。また、開花期間中はライトアップもされます。

平成６年７月には、雫石町の天然記念物に指定されました。

岩手県岩手郡雫石町長山松森（周辺）
駐車場有り　弘法桜周辺の駐車場
お問い合せ　（一社）しずくいし観光協会
TEL 019－692－5138

写真提供：（一社）しずくいし観光協会

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

底流は上から見てもわからない

世の上流にいると言われる人には、上流のことしか分からないので、底流のことが分からない。上からの目線には正しい姿の映ることがない。

（川柳原生林新年号＜杜若＞福留隆治作品より）

岩手の死亡災害（２月末）

製造業	0	（0）
鉱業	0	（0）
建設業	1	（1）
運輸交通業	0	（0）
林業	1	（0）
商業	0	（1）
その他	1	（1）
累計	3	（3）

（　）内は前年同期

編集後記

新年度が始まりました。新たなスタートとなる方、新入社員となられた皆さん、転勤により新たな職場での勤務をされる方、様々なスタートをされた皆様に改めてお祝いと励ましの言葉を送ります。学校でも一年生として始まる子供たちがいます。慣れない通勤や通学に慌てることなく無事故と願うのは私だけではありません。「春の全国交通安全運動」が、４月６日から15日までの10日間にわたって交通事故防止の徹底を図ることを目的に展開されます。今回の運動の基本は、「子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」としています。そして次の３点①歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、③飲酒運転の根絶を全国重点としています。平成28年の全国の交通事故死者数は3,904人、前年比△213人減少しています。昭和24年以来の３千人台となっています。岩手県の２月14日現在の交通事故は、425件と前年比△11件、死者数12件前年比△３件となっています。この運動の期間中だけではなく、無事故を願うばかりです。一人ひとりが安全確認をしていれば事故はほとんど起きません。職場でも学校でもご家庭においても交通事故防止のために更に努力を続けていきましょう！　交通事故による犠牲者を一人も出さないために。

発　行　平成29年４月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）
発　行　所　公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10－25
〒020－0857／☎019－681－9911／FAX019－681－1018
編集・発行人　戸　澤　勝　弘